

小學
日本修身書

高等科
生徒用

卷六



K120.1

61.4

6

稻垣千穎編述

高等科
生徒用

小日本脩身書

東京 成美堂發兌

小日本脩身書卷六

稻垣千穎編述

尊王

皇恩の優渥あるは、今さら此事ふあらば、外國ふ
ては、強暴なる者、時に干戈を起して、王命ふ抗し、
人民糧食つゝみて、山林ふ遁げ隠るゝことなき
ふあらざれども、我が國ハ、開闢のそとめより、
皇統連綿として、君民ハ、大分固く定り、皇運も、天
地と共に長く榮え、皇威は、日月と同く高く輝
きて、人民安穩に太平を樂めり、其の洪恩、仰ぎて

小日本脩身書

卷六 高等科

一

成美堂發兌

稻垣千穎編述

高等科
生兼用

小日本脩身書

東京 成美堂發兌

小日本脩身書卷六

稻垣千穎編述

尊王

皇恩の優渥あるは、今さら此事おあらば、外國お
 ては、強暴なる者時に干戈を起して王命お抗し、
 人民糧食つゝみ、山林小遁げ隠るゝことおさき
 おあらざれども、我が國ハ開闢のそとめより、
 皇統連綿として、君民ハ大分固く定り、皇運も、天
 地と共に長く榮え、皇威は、日月と同一く高く輝
 きて、人民安穩に太平を樂めり、其の洪恩、仰ぎて

小日本脩身書

高等科

一

成美堂發兌



忘る可らば、
松平定信嘗て相摸國の
海岸を巡回せし時、富士
山白雪残戴きて、高く碧
空小聳え、眺望絶勝なり
けきむ、近侍の者ども、彼
是と品評して、かよそ世
上の高大ふる者、恐らく
も富士小超ゆるいあら
し、など云ひけるに、定信

微笑して、

彌高き君が恵に、くらぶれむ、

ちりひぢらふきや、雪は富士の根、

と口吟しけきむ、近侍の者ども、其の尊王此心乃
厚き小感しけり、又定信職を辭せし時、

かくてしも、忘るぬ者は、そのかみ此、

御そし花ふ、高どの、月、

と詠しけり、皇恩を仰ぎ奉ること、何人も斯く
あるべきなり、

一衣一食唯國恩ノ大ナルヲ知ルベシ、

尊王

臣民たるものも、君上の我を遇へ給ふこと、其の道ふ當らせられずと雖、是故以て、君上は御過失ありと思ひ奉らば、只其の身の及ぶざるを責むべきことは、既ふこれを學びたり、然りと雖、萬一、君上に御過失あらんも、忠誠の心故以て、こゝを諫めたてまつりて、聖徳を補ひ奉るべきは、是臣民たる者、此道あり、而して其の諫を奉るも、殊ふ恭敬の心を盡して、言辭を鄭重にをべし、そし、君上、我が諫を聽納へたまはば、

かへりて我を遠け給ふことありとも、我をまほます臣民たる道を盡して、忠節の心を失ふべからば、

雄略天皇葛城山に御獵へ給ひし時、いと猛き野猪、突然と馳來りて、天皇の御前近く逼りたり、天皇、左右ふ侍せし舍人を顧みて、あま討取れと命じ給ふに、舍人其の勢ふ怖れて、逡巡せり、天皇御武勇、人ふ絶れてましましけむ、乃ち直小進み、一蹴して彼を斃し、遂に踏殺へ給ひき、かくて御獵終りて後、天皇、舍人を罪せんとい給

ひくに、皇后これを諫めて、獸の故を以て人を罰し給ふに然る可らば、と宣ひけむ。天皇喜びたまひて、今日に獵ふ、獵者ハ禽を獲て、朕を善言以獲たり、樂しき事と宣ひて、遂に舍人を免し給ひけり、大御心の程、いと有難くなん。

君子ノ君ニ事フルヤ、務テ其ノ君ヲ引キテ以テ道ニ當ツ、

慕親

元祿の頃、常陸國那珂郡村松村に、次兵衛といふ

者あり、父を瀬兵衛と云ひて、年七十不餘れり、次兵衛之小事一て孝道を盡しけるが、或る年急に病みて死しけり、親戚相集りて葬らんとする、次兵衛泣き悲み、遺體不取付きて離さず、親戚これを説諭して、強ひて棺不納れけるに、暫くありて、次兵衛衆に向ひ、父蘇せり、棺中不呼吸の聲ありといひて、急に棺を開けり、折ふに徳川光圀卿こゝに過ぎけるが、蘇生の者ありと聞き、侍醫を遣して之を診せしむるに、藥療功を奏して、瀬兵衛竟不蘇生しき、次兵衛躍り上りて打喜び、侍醫

の前ふ合掌して、喜極りて又泣きけり、侍醫歸りて、事のふく状卿に告げられた、卿大に次兵衛の孝を賞し、自ら其の家を訪ひて、黄金一包を與へらまけり、

父母小孝を盡すは、我が身年長たりとも、決して怠らば、歳月の進むに隨ひて、益孝道を勉むべし、嘗て我を抱き給ひし父母の手腕を、今をかへりて我が壯健なる手腕の助を要し、さき小我を看護し給ひし父母の心意は、今いかへりて我が扶助を待つ小至まり、いふで之をむ撫養せざる

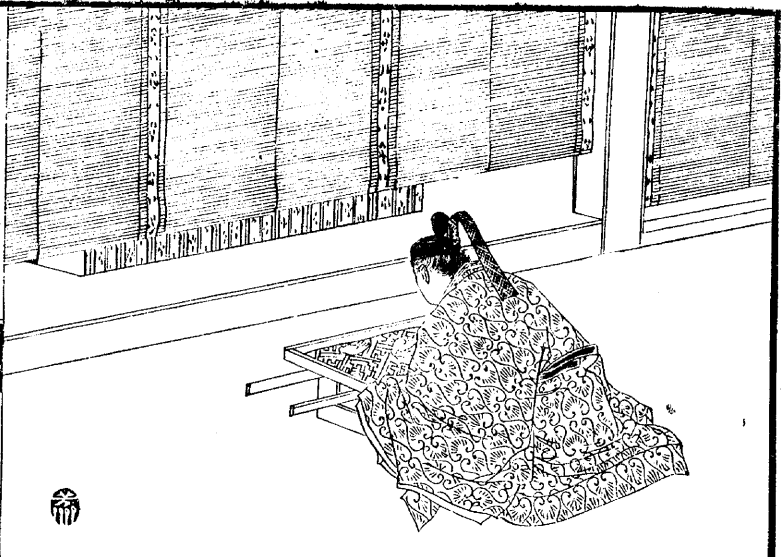
べき、一たび失ひて、再び得難きものは父母あり、豈之を愛慕せざる可けんや、

大孝ハ身ヲ終ルマデ父母ヲ慕フ、

祭祀

わよそ孝道ハ、父母存生の間、よく之小事ふるれみならば、父母世を去りて後も、終に慎みて葬を厚くし、遠きを追ひて時節の祭祀を怠る可らば、我が身を終るまで、父母を思慕して、忘るらくも忘るまじきことあり、又我が身體も、父母の遺物

なれど、我一生涯、身成慎み行を正しくして、我が身を辱めず、父母れ名を汚さば、且攝生を守りて、長く父母の祭祀を行ふこと成心懸くべし、高倉天皇ハ、仁慈にして民を惠ませ給ひ、又よく孝順にましましけり、嘗て御生母 建春門院の崩御し給ひし時を、こそ成慕をせたまふこといと切ふして、供御御寢をさへ廢し給ふほどありしが、御悲歎の中に月日移りて、御喪服を脱がせ給もん時となりしかば、侍臣藤原泰通、謹みて御衣成進め奉りけるふ、天皇御衣を更むるに忍



び給えず、建春門院の御事成宣ひ出させられて、又も御涙に咽び給ひけまば、泰通も大御心成推量り奉りて、兎角れ御答を申はこと能はずどもに直衣の袖を志ぼりけるとぞ、

生二事フルニ愛敬シ

死二事フルニ哀戚ス、

養姑

杵築藩士山本安兵衛の妻リエハ、貞節哉守りてよく姑に仕へし婦人なりリエ、安兵衛小嫁せし後、數年ふらばして、安兵衛死しけまば、他姓の子を養ひて家を嗣可せしに、其の子放蕩無頼ふて、竟に家産哉傾けて亡命しけり此の時、姑泣く泣くりエ小向ひて、我が家の不幸こゝに及びぬ、又いふにともすがたし、我も故郷小歸りて親戚に

ふらん、御身ハ何人おも再醮して、一期の幸榮哉謀られよといひけまば、リエは落つる涙を拭ひもあへば、尊姑老い給ひたれむ、之を介抱するは、亡夫小代まる妻の務あり、さまば、尊姑れ往き給ふ所まハ、何處おも隨ひ往きて、孝道哉盡し侍るべし、と答へて、姑の好む地に移り住み、薪水の勞哉取りて、三十年哉一日の如く、懇ま養ひけり、藩主聞きて大お感賞し、リエを召して、其の夫人に仕へしゆんとしけるお、リエハ、老姑堂小在り、之に別るゝお忍びずとて、固辭しけまば、藩主をけ

ドめ、聞く者、皆其の孝貞に感激して、涙を落すものさへありけり、

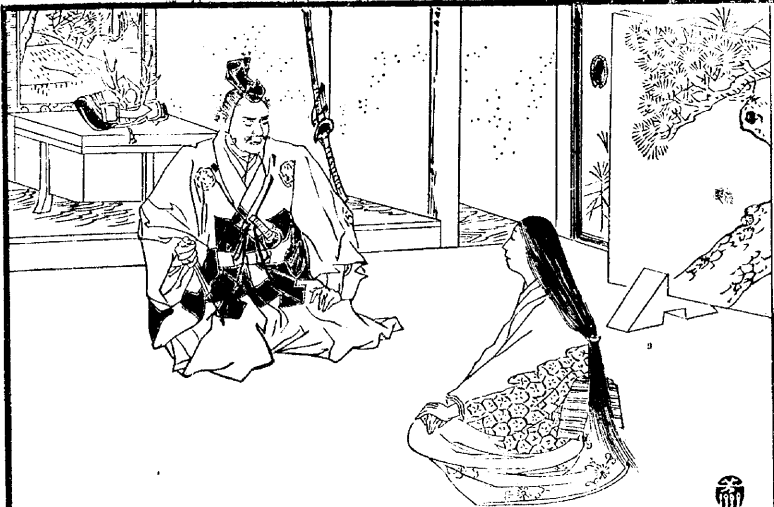
舅姑ハ父母ハ同ト、父母ハ事ふる心を以て、是に事ふ可し、父母を重んドて、舅姑を輕んぶべからず、殊に、夫蚤世をもることあらば、妻たるものは、これハ代りて其の孝養ヲ怠らば、偏ハ舅姑の心を安慰をべきなり、

孝ハ子婦ノ高キ行ナリ、

内助

人の妻たるものは、柔順おいて夫を敬ふのみならず、又よく夫を助けて、其の事業ヲ成さしむべし、夫を不義に所行あらば、色を和げ聲を柔かおいて、徐にこれヲ諫む可し、夫こそヲ聽き納れむとも、聲色を烈しくして、抵抗す可らば、

源頼朝卿、伊豆に兵を起し、時、土肥實平、事ヲ成否ヲ危みて、卿ハ屬せざりけるが、其の妻、源氏ハ從ふに正義あることヲ説き、勧めけむば、實平心を決して、卿の軍門に馳せ参りけり、然るに、卿、石橋山の戦ハ打負けて、實平等とともに、杉山ハ隠



きけるが、糧食竭きて殆
 飢餓に迫りける哉、妻竊
 に伺ひ知りて、其の家士
 を僧侶の如く小装をし
 め、簀中に飯を盛り、閑伽
 桶小酒を盈て、忍び忍
 びに送りければ、卿等飢
 餓を免きて、杉山に逃る
 ること成得たり、妻又竊
 に實平小書を送りて、三

浦の一族、安房下總に地方に落下りしこと成告
 げ知らせけきば、卿は安房上總に押渡り、こゝに
 て大軍を驅り催し、關東諸國を打靡けて、竟に勢
 威を海内にお振ひけり、

婦人ハ、男子絶好ノ謀議者ナリ、

友愛

兄弟ハ、いゝある事ありとも、其の骨肉に親みを
 薄くもべきおあらば、然るに、世人や、もそれば、

父母の遺財を争ひて相鬩ぎ、妻と妻との不和より、相疎んむるものあり、歎息すべきなり、又たとひ義兄弟たりとも、父母を同トき子として養ひ給ひしことなれど、眞の兄弟此如くに相交るべく、これ人の子たるもの、務なり、

筑前國志摩郡邊田村に、惣太郎清次郎といふ兄弟あり、父の時より鍛冶を業とし、田畠をも持傳へ、數多し奴婢を使ひて、いと富裕に世を送れり、父死し臨む時、兄弟は枕頭を召びて、我世を去りし後、汝等同心戮力して、家業を守り、貢賦を怠

らば、親戚及隣人に篤く交り、奴婢などを憐れ深くして召使ふ可し、と懇に教訓を遺しけるが、幾程なく母も病臥して、其の終らんとほるに臨み、汝等父君の遺訓を忘るゝことあるれ、と言ひ遺しけり、さきバ兄弟は、父母の遺訓骨に染みて、兄も十九、弟も十六の少年なれども、一意に家業に勉強して、家聲を墜さざりけり、其の後、互に妻を迎へて、家財分ちけども、田畠を始め、家財什具に至るまで、各所有を定め、心同トくして貢賦を納め、親戚和睦し、隣人朋友に親み、貧窮

の人あまむ、ともに力哉合せてこれを救助しけり、

織毫ノ利ヲ以テ、骨肉ノ情ヲ傷フコト勿レ、

誠信

朋友の交に、貴賤の差別、情義は親疎等、さまざまある可しと雖、到底皆誠信を本とせざるは、花の下に三春を契り、月此前一夜を語りし友だふも、忘れ難く思出らるゝものある哉、久き友にして信なくば、是眞の朋友ふあらば、眞の朋

友も、兄弟れ如く、互に睦まゝく扶助をべきあり、人の心は、水乃器に随ひて、器角なきば角となり、圓けなきば圓くなるが如く、其の朋友に随ひて、己の品性も、善惡邪正れ等を異にす、即善人と交れむ、日々に善言を聞き、善事を見習ひて、己も善人とあり、惡人と交まば、之に反して、己も惡人とある、故に其の交るを止め、不當りて、よく彼の人品を撰まばあるべからず、但既に相交りて後、彼の不義を覺らむ、まづ懇切に諫めて、善道に導くべし、もし尚改めば、斷然其の交を絶つ可し、

されむ己も亦朋友の規諫に隨ふ可し、忠言ハ必
耳小逆ふそのなれむ、よく己を虚しくして、其の
議論を聞あばある可らず、

斯くして相交りし朋友あらむ、艱難を救ひ、勞苦
を助けて、得喪利害ためたに、其の誠信ハ心を薄
くをべあらざ、

朋友ハ頼モシゲアリテ、難アレバ相助ケ、患ア
レバ相救フベシ、

信義

豊太閤征韓の役、明大軍を興して、朝鮮を救ひけ
まば、浮田秀家様をトめ、本朝の諸將、都城小引籠
れるに、清正獨進みて、行程數日、隔つる地に在
りけり、既おして都城糧食盡きかんとせしるば、
諸將相議して、釜山城に退かんといふも、加藤光
泰獨肯せむして、今清正遠く進みて敵と戦ふに、
人々都城残去りて、食小就うば、是清正を敵小委
るなり、朋友、敵に委して此の城を去るは、男子
の事にあらば、且大日本國の耻辱なり、といひけ
まむ、諸將相顧みて、足下の言是ふり、然れども糧

食の盡くるをいふんせんといふ、光泰奮然として、糧竭きあむ砂を食そんのみ、人々砂を喰ふ法、我知らずば、我之に教ふべし、我いたとひ一人ふりとも、此の城を守りて、清正と生死を同ぐせん、彼を敵ふ委して、耻を外國に曝さんこと、我が忍びざる所なりと云ひ放ち、席に蹴て立ち去らんとする折ふし、清正も又糧食續がざるが故、已むことを得ずして、都城に退き、既ち城外三里むろり此地に在り、と告げ來りけむ、光泰席に座し、諸將も稍安堵の思をあけり、光泰の如き

そのも、利害得喪ふよりて、節操を失わず、よく朋友に信義を盡し、且日本男子の本分を發揚せしものと謂ふべきなり、

仁者ハ、盛衰ヲ以テ節ヲ改メズ、義者ハ、存亡ヲ以テ心ヲ易ヘズ、

禮儀

禮儀ハ、人の品性を表するものなり、禮儀正しからざれば、富貴此人も貧賤の如く、不見え、禮儀正しければ、貧賤の人も富貴此如くに見ゆるなり、

然きバ、人を進退坐作の小事までおも、意を用ひて、禮儀を守らずばあるべからば、且人ふ交るに、禮儀厚けまむ、人と我との間、和ぎ親むべけまども、無禮なれば、互に侮りて、喧嘩口論成起すことあり、禮儀とは、言行ともに恭しく、よく其の分を守りて、謙遜ふるを言ふなり、

北條泰時と鎌倉執權ふして、賢明の譽高く、當時其の威勢肩を比ぶる者ふありき、然るに頼朝卿は墳墓に詣づる時、毎小壇下に跪坐して、恭しく拜禮し、曾て階段を上りしことあり、人々怪み



て其の故を問ひけまば、泰時容を正して、卿の世におはせし日の、泰時未殿ふ上りて、諸老と座を同づくをること成許されざりき、やまば卿の薨後ふも、此の儀式を守りて、斯の如く拜禮をるあり、と答へけり、泰時此の心成以て諸將士を遇し、

親疎に論ふく、禮讓を失わざりけまば、海内翕然
として其の徳を懐き、竟に北條氏九代の間、鎌倉
に執權として、威權を震ふ基を成しけり、禮讓の
徳、豈偉大あらばや、

徳ハ、遜讓ヨリ美ナルハナシ、

儉素

賢き人も、其の分限を應じて、儉約を守るが故に、
窮乏を迫ることなくして、交誼禮讓自ら厚し、愚
なる人も、分限を守らばして、奢侈に耽ること多

し、是故に財用乏しくして、家計足らば、ために
廉耻を破り、契約を缺き、日々小輕薄を流れて、遂
に世人を疎斥せらるゝにいたる、慎むべきあり、
後三條天皇ハ、勤儉の大御心厚くまゝしけり、
常にお執らせ給ふ御扇ハ、檜の柄にお藍色の紙を張
りたる故に用ひ、青魚の頭を炙り、胡椒を塗りたる
故、御膳にお進めさせ給へり、又當時ハ、奢侈の風、朝
野にお盛んにして、上は公卿より、下は庶民に至る
まで、衣服調度に華美を競ひ、甚しきハ、乗車にお金
銀の粧飾を施せるさへありけまば、天皇是を

矯正せむやと思召しけるふ、八幡へ行幸ありし路ふて、鹵簿を拜し奉るもの、中に、金飾したる車ありけむ、特し御輦止めさせて、盡くこきを除き取らしめ給ひけり、畏き御あたりすら、儉素哉尚ひて、奢侈を惡ませ給ひしこと斯の如く、臣民たるものの、假ふも勤儉れ心を弛ぶべからば、

儉約ヲ主張シテ、奢侈ヲ戒ムベシ、

勉學

圓山應舉ハ、畫道ハ深く心を用ひて、善畫の譽高き人なり、思へらく、寫生も、實物ハ就きて、蘊奥を極むるに如るべし、是ハ於て、毎日祇園社ハ詣り、群鷄の遊ぶ哉見て、獨心ヲ學びけり、斯くて數月此後、豁然として會得する所ありけむ、鷄を畫きて社殿ハ納めけるに、筆意巧妙にして、呱呱鳴かんとす、應舉、門人ハ命じて、此の畫ハ批評を聞らしめしに、見るもの皆賞歎するのみなるに、一老人ありて、此の畫ハ草哉描りざりしハ、絶妙ふ

りといふ、門人歸りてこれを告げられ、應舉酒肴を携へ、此の老人の家を尋ねて、足下いゝるふれむ、彼の畫に、草を描かざり、或賞し給ふやと問ふ、僕多年鶏を飼へるを以て、其の羽毛の、四時に色を變ざる、或知まじ、彼の畫鶏ハ、冬季其羽色ふきむ、草を描るざること、理ふ適へり、これ僕の賞せしゆゑありといへり、應舉深く其の言に感づて、いふいふ實物に就きて、勉勵し、遂に寫生畫の大家とはなれり、
學藝を研究する人の、常に我が知の暗く、我が徳

の進まざる、或憂ふべし、高慢ふして己を許せば、知を啟き善に進む基なくして、終に愚人となり果つべし、古の君子ハ、聰明睿知ふまども、尚自ら愚なりとしたりき、我等いさゝかの智慮才能ふ誇るハ、誠小愚なる事と謂ふべきなり、

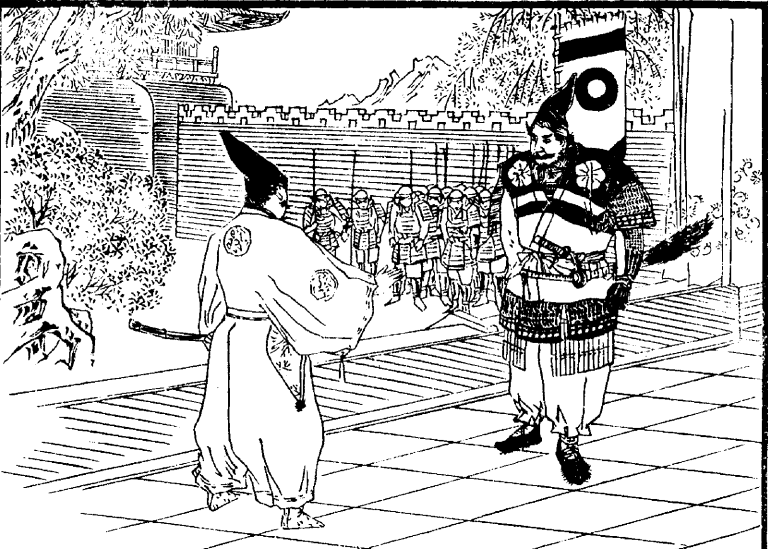
業ハ、勉ムルニ精シ、

戒慎

戒慎を事に過誤なからむるものなり、人々これを守らば、災禍なく、疾病なくして、生命長久

ふるべく、これを守らざれば、災禍來り、疾病生じ、貧窮短命あるべし、されば安樂なる時ふても、必戒慎を怠るべからず、古人も禍と福といひ、慎むと慎まざるとにありといへり、

征韓の役、加藤清正全州不在りて、太閤の命不應じて歸朝する途次、戸田高政の守れる城下を過ぐるに、高政も清正と親しき友なまを、これを城中へ迎入まけり、當時も四方十里も敵なかりければ、人皆安樂の思をなすつるに、清正の士卒ハ、皆甲冑被て、箆食を負ひ、旗を建て、矢炮を携へ、



清正も重鎧を貫き、長帽被り、高き馬印を負ひて、威风盛ふ出來たり、高政之を見て驚きけるが、清正客殿に上らんとし、てまづ腰ふ付けたる袋、子被投げ入るゝ、其の内ふ米三升むありと、味噌と銀錢三百文と被盛りたり、高政益驚きて、

今も近所に敵軍ふきに、いかなれむ斯の如きぞ
と問ひけまば、物は大事と心得たるぞよき、我も
身は安逸欲せざるふもあらざれども、斯くて
士卒懈怠をることあらん、萬一緩急あらん時、
懈りて事を誤らば、今までれ武功は、虚名に屬し
ぬべし、我是を思ふがゆゑ、其の身乃辛勞欲辭
せざるなり、といひけり、

安クシテ危キヲ忘レズ、存シテ亡ヲ忘レズ、

改過

人孰か過なるらん、故に常小我が身は省みて、過
を知るべし、既小之を知らむ、改むる小憚ること
あるべし、いたづらに往事は悔ゆるは益なく、
今後を慎むべきなり、過は知りて改めざるは、知
らばして過まるより、其の罪重し、

豊後國芝崎村の土谷總藏は、そとめ放蕩無頼小
して、郷人小忌み嫌ましが、一日、佛徒の説教を聽
聞し、大に往事は悔いて、前非を贖せんこと、誠務
めけり、其の家油賣を業としけまば、日々油を擔
ひて近村を奔走し、商業小勉勵するのみならず、

其の言行篤實ふして、前日の總藏に似ざりけむ、人々怪むまで、に感賞せり、或る日、總藏路傍に油槽を下して、他人と談話せし折ふし、薪を負へる牛來りて、其の油槽を破りて、油數升を覆しけるに、牛飼これを謝せば、直ふ遁去らんとしけるを、總藏懇ふ、其の不注意、或論をのみまて、すこしも怒り罵ること、はせざりけり、又ある時、途上ふと貨幣若干を拾ひ取りしに、自ら其の遺主を搜索して、これ返しけり、彼かくのごとく過を改めければ、一家輯睦して、家業漸く榮え、郷人も又

其の前過を言ふものふく、只管賞歎をるに至り
くといへり、

善ヲ見テハ遷リ、過アレバ改ム、

仁愛

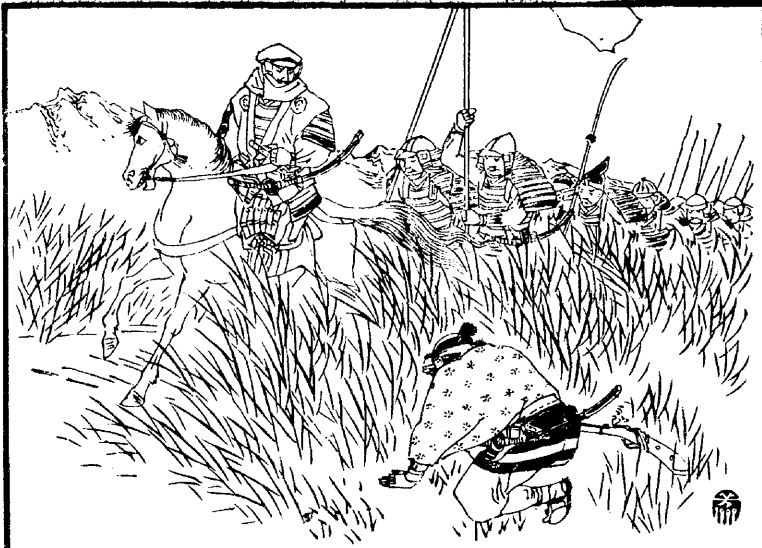
徳川家康公、或る時横田甚右衛門を召して、武田信玄の事ども物語らせて聞かれけり、甚右衛門と、もと信玄お仕へしものなり、公、武田家ふて鐵炮小用ふる火繩ハ、いかふして製をるやと問を、色けれど、柿の澁ふ石灰、或加へて、殊めたる火を

と城用ひ侍り、斯くそれむ、數年を経るも、其の用に堪ふるものありといふ、公又、武田家ふて矢鏃をゆるく挿むハ、何故なりやと問それくに、敵の體內ハ、鏃ハ遺留せんが爲ありと答へけきハ、武士の軍陣ハ臨むハ、皆其の主人ハ爲ふるなり、敵を射て之を斃さば、我が軍勝利を得べし、されむこそのみよて満足すべきに、長く人を苦惱せしむるも不仁なり、武士たる者のハ、必これに誠むべし、といふをきければ、甚右衛門をよとめ、一座の人々、皆落涙して感ト合ひけり、

人も、常に仁愛城心ハ保ちて、人を憐む可し、孩兒の誤りて井に墜ち入らんとする城見ると時、何人か走りて之を救そざらん、此の心、實に仁愛の發端なり、よく之を推して、汎く衆ハ及さば、必斯の道を盡はこと城得べし、たとひ讐敵みても、我よく之を憐まハ、遂ハは怨恨の心を去りて、我ハ服従するに至るものなり、

仁者ハ敵ナシ、

宏量



上杉謙信の家士に、岑澤某といふものあり、嘗て過失ふよりて放逐せらきて、越中れ推名氏小仕へけり、其の後、謙信越中に軍出でて、推名氏を攻むる時、岑澤深叢れ中へ匿れ、銃を以て謙信を狙撃せんとしけるが、昔日の恩義を追想して、發

射するに忍びず、銃を投棄て、泣き居たり、謙信これを見出して、めづらしや岑澤、恙なきかといふ、岑澤心益動きて、今も忍ぶるに忍びらるべし、深叢の裡へ匍匐して、其の實戦以てこれ小告げ、且曰、偶、仁智の名將に遭遇しあるら、己の過失ふりて之に背き、今又此の非義戦遂げんとせり、其の罪萬死も足れりとせむ、速ふ首を刎ね給へといふ、謙信大に笑ひて、我を指して仁智の名將と稱するは過當なり、只疾く歸りて推名小忠勤すべしとて、又其の他を問もざりけむ、岑澤感涙

に咽びて越後不歸り、農夫となりて一生終へけり、

人、我に對して無道をせば、是横逆の人不あらざまば、狂愚の人なり、我これを堪忍したりとて、何の耻辱かあらん、只心狭廣くして怒すべきあり、少年此人、斯のごときことに遇まば、度量を研ぎ、氣質狭高むべき機會ありと思ひて、よくよく堪忍の工案狭運す可し、

容ル、コト能ハザル所ヲ、容レヨ、

公益

天文慶長の頃、京都ふ角倉了以といふもれありけり、此の人天性工技お巧ふして、常お公衆のため、便益を與へんこと、狭謀りけり、嘗て大堰川を溯りて、丹波國保津不到りしに、此の川湍、石多くして、纔お筏のみを通ざれども、こゑ狭浚へおむ、よく舟楫を通ずべきことを量知りて、大堰川浚鑿此事、狭幕府に請ひて、許可を受け、大石狭碎き、小石を除き、河廣く水淺き所ハ、石を疊みて之を深くし、又瀑などあまば、上を穿ちて之を平に

をるふど、經營勞苦すること數月にして、竟し其の功をなすけまば、是より舟運大に開けて、民皆其の利に頼れり、又駿河の富士川、遠江の天龍川等をも浚へて、大に公益を成し、其の後又、高瀬川を開きて、京都の市中に運漕の便を與へけまば、朝野擧りて其れ功を賞せり、

人と生さすその、皇上の御爲、父母のため、此少の功をもたてず、又國家に公益をも謀らずして、いたづらに飽食暖衣して、天地の物を耗費するも、禽獸草木は、民用に助くるおも如くざるなり、

禽獸草木は、我等の衣服ともあり、食料ともなり、又居宅器什ともあるに、人として何の世用もせざらば、豈彼等に耻をからんや、務むべきなり、

人ノ最能ク禍難ヲ忍ビ受クルモノハ、最能ク功業ヲ成ス、

遵法

松平定信閣老たりし時、伊豆安房の海岸に巡覽して、根府川の關ふさくかゝり、笠を戴けるまゝ、徒歩して、關門にいらんとしけまば、關吏の一人

走り出で、定信の從者に向ひ、笠を戴きて關門を過ぐるに、國法を背けり、足下これを閣老に告げ給へといふ、從士聞きて、いさゝか快ふからず、思ひしるども、其の言を以て定信に告げざる、定信大に驚き、是我が過なりとて、直に笠を脱ぎて過ぎ行きぬ、さて、其の夜、小田原驛に宿りける時、領主大久保家の老職に向ひて、根府川關あり、ありし事談語り、彼乃關吏を忠正なるものなり、足下我に代りて彼に謝せよといひしとあり、幕府の時、閣老の權勢比ふき職なり、定信其の職に

ありあぶら、一小吏の言に恐れし、よく國法を遵守せしものと謂ふべきなり、國の憲法法律は、皆我等人民の便益を謀りて、設けられたるものなれど、これを遵守せざるばある可らざることは、已ふ之を學びたり、然るども、表面の虚飾としてこれを守らば、宜しく誠心誠意に遵奉すべきあり、世も動くもそれば、人事は頻繁なり、いさゝか法律を拘守すべきといふものあり、心得違ふと謂ふべし、人事頻繁なれば、益國法を遵奉するに必要あり、是其の頻繁に隨

ひて、過誤多く生じ、竟に國家人民の安寧を害するに至ることもあまばなり、誤解をべからば、

國家ノ法令ハ、謹テ之ヲ守リ、敢テ犯スコト勿レ、

勇氣

兵役小服をるハ、國民の義務なり、さきば、我ハ身奮ひて之に服すべきハ、言ふまでもなく、軍人哉、敬愛の心を盡して、待遇をべきなり、昔時の士人の、軍陣小臨む哉、以て、こゝなき名譽と、競ひて其の役に服せしも、此あるハ、今世の國民も、動



もそれた、此の名譽ある義務を免るまんこと、謀る、何ぞ昔人に比して、怯懦ふるや、須らく、義勇の心、哉、養成をべし、
徳川頼宣卿は、初め頼將と稱して、家康公の第十此子なり、大阪の戦起りし時、年十四歳、おいて、公に隨ひて、軍陣小臨みし

が、其の未着陣せざるに當りて、先陣小戦始りけ
まば、急ぎ馳往きしに、事已小果てけまを、公の陣
營に參りて、賴將先陣を承らざりし故、今日此
戦争に遇え、返す返ほも口惜しくこそ、といひ
て涙ふ咽びけまを、松平正綱傍より進み出でて、
君を未少年に知せせば、かゝる事ふは幾度も遇
せ給はんぞらん、さのみ恨み給ふこと、いはと
慰めける、ふ、卿忽氣色改損して、賴將十四歳此時
の、再來べきはといふ、公聞きて、世も嬉しげ
ふ、今日賴將が如何なる戦ひたらんより、唯今

れ一言こそ高名ふれとて、大に賞せらまけれど、
列座の將校、皆舌抜振ひけり、昔時士人の勇氣斯
の如く、今日乃國人奮發せざる可けんや、
士ハ、以テ剛毅ナラズバアル可ラズ、任重クシ
テ道遠シ、

愛國

我が大日本國ハ、亞細亞洲の東端に儼立せる帝
國なり、風氣の溫和なる、地味れ肥沃なる、之を世
界萬國小求むるに、其の比類なく、ことに、天祖

天照太神、皇孫瓊瓊杵尊、此の國に降し給ひし時、豊葦原瑞穗國は、長く我が子孫に王たるべき地なり、皇孫よろしく就きて治めたまふべし、寶祚の隆盛ならんこと、天地とともに疆なるべし、と宣せ給ひしが如く、開闢の初より、皇威國運、いや榮えに榮えて、未一たびも、外國の侮を受けしことなく、斯る貴くめでたき國に生きたるものも、常小忠君愛國の志氣、保ちて、皇威と國光と、發揚せんことを務むべし、昔、神功皇后、新羅を征伐し、たまるとして、丈夫



の御装を志たまひ、自ら大元帥となりて、筑紫に和珥の津より、舟師を率ゐて、直小攻め給ふ、新羅王、皇軍に雄武ある小驚き怖きて、敢て一戦も及ぶべし、忽ち出で降りて、永く日本の屬國とあらんこと、伐請ひ、今より後、毎年金銀綾羅の類を、船八

十艘不積みて獻むべしと誓へり、新羅までにか
くれごとくありけきば、其の隣國なる高麗百濟
も、皆風を望みて靡き伏して、三韓悉く平ぎけき
で、皇后其の地不官司に置きて還り給ひぬ、是
より數百年間ハ、三韓我が國不貢船を絶たざり
き、我が皇威に雄大不して、國運の隆盛ふりしこ
と、仰ぐ可きなり、尊むべきあり、

國ヲ愛スルハ、即チ君ヲ愛スルナリ、

學小 日本修身書卷六 終

明治二十六年九月五日印刷
全 年九月十日發行

定價金八錢五厘

編述者

稻垣千穎

東京市下谷區中御徒町二丁目番地

發行兼
印刷者

三浦源助

岐阜縣岐阜市米屋町廿二番戸

版權
所有

賣捌所

成美堂支店

東京市日本橋區本町二丁目番地

代理店

石井鈎三郎

大阪市東區備後町四丁目

